

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社ADR120S
【英訳名】	ADR120S, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目3番3号
【電話番号】	03-6261-9067
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 草間 竜太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目3番3号
【電話番号】	03-6261-9067
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 草間 竜太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第22回定時株主総会において、定款一部変更が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1)変更の内容

現行定款	変更案
<p>第1条（商号）</p> <p>当社は、株式会社ADR120Sと称し、英文ではADR120S, Inc. と表示する。</p>	<p>第1条（商号）</p> <p>当社は、<u>ADRバイオメディカルホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>ADR Biomedical Holdings Inc.</u>と表示する。</p>
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営む事を目的とする。</p> <p>(1)他の会社または外国会社の株式、持分、またはこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配および管理</p> <p>(2)当該会社等に対する、助言その他の経営指導</p> <p>(3)不動産の売買、賃貸、管理、仲介並びに斡旋</p> <p>(4)不動産・動産のリース業務</p> <p>(5)経営コンサルティング業務</p> <p>(6)その他適法な商業</p> <p>(7)前各号の業務に附帯または関連する一切の業務</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営む事を目的とする。</p> <p>(1)他の会社または外国会社の株式、持分、またはこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配および管理</p> <p>(2) 当該会社等に対する、助言その他の経営指導</p> <p>(3) 再生医療に関する研究、開発、製造、販売及びコンサルティング業務</p> <p>(4) 医療機器および医療用消耗品の開発、製造、販売、輸出入</p> <p>(5) 医療情報システム及び個人健康記録（PHR）に関するサービスの提供</p> <p>(6) 国内外における医療関連事業への投資、事業開発及び経営支援</p> <p>(7) 知的財産の取得、管理およびライセンス事業</p> <p>(8) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介並びに斡旋</p> <p>(9) 不動産・動産のリース業務</p> <p>(10)経営コンサルティング業務</p> <p>(11)その他適法な商業</p> <p>(12)前各号の業務に附帯または関連する一切の業務</p>
<p>第3条～第37条（条文省略）</p> <p>（附則）</p> <p>（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条（条文省略）</p>	<p>第3条～第37条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条（現行通り）</p> <p>（商号変更の時期）</p> <p>第2条 第1条の変更は、2026年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、当該変更の効力発生日経過後これを削除する。</p>

### (2)変更の理由

当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、商号及び事業目的について変更を行うものであります

### (3)日程

株主総会開催日 2026年6月26日  
定款変更の効力発生日 2026年6月26日  
第1条（商号）の変更の効力発生日は2026年7月1日

